

日本郵政公社による現行経営形態の堅持に関する意見書

郵政事業の経営形態については、当時の橋本首相を会長とする行政改革会議におけるかなりの時間をかけての議論を経て、平成9年12月に国営の新たな公社とする最終報告が出された。

そして、平成10年の「中央省庁等改革基本法」で公社設立のために必要な措置が講じられ、5年の準備期間をかけて、平成15年4月に「日本郵政公社」として新たなスタートを切り、現在に至っている。

日本郵政公社は、民間から総裁、副総裁を起用し、民間経営手法を取り入れ、4年間の中期経営計画のもと、顧客に満足を与える真っ向サービスの提供に努め、郵便、郵便貯金、簡易保険の三事業の経営を健全でたくましいものにし、明るく将来展望の持てる働きがいのある公社をつくるという3つの経営ビジョンを実現するために、経営改革に取り組んでいる最中である。

公社となってまだ1年6カ月であり、また、郵政事業が赤字を抱え経営困難な状況ではない中「今、なぜ急いで民営化しなければならないのか」、その理由も明確でないまま、民営化が既成事実化されようとしており、このまま民営化されれば、創業以来、130有余年の間、国民生活に密着してきた約2万4,700カ所の郵便局ネットワークが崩壊する可能性がある。

時事通信社が今年3月に実施した郵政民営化に関する世論調査では、国民の7割以上が「公社のまま」または「公社の実績を見て幅広い角度から検討する」という意見である。また、他の新聞によれば、国民は郵政三事業の民営化は優先的に取り組んでほしい政策課題と思っていないと報道されている。

よって、国においては、郵政事業がこれまでに果たしてきた役割や市町村合併に伴うワンストップ行政サービスへの期待等「国民の利便性」「郵政事業の公共性」をかんがみ、今後とも日本郵政公社による

現行の経営形態を堅持するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月5日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
郵政民営化担当大臣	竹	中	平蔵	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様